短期滞在查証

ブラジル国民に対する短期滞在数次査証の発給について

我が国は、2015年6月15日から、ブラジル国民の一般旅券所持者に対して、以下のとおり短期滞在数次査証 の発給を開始します。

1 渡航目的及び発給対象者

(1) 渡航目的

観光などの短期滞在に該当する全ての活動。

(2) 発給対象者

ICAO(国際民間航空機関)標準の機械読取式旅券又はIC一般旅券を所持し、かつ、数次査証の発給を希望するブラジル国民。

(3)対象公館

在ブラジル公館

2 発給条件

以下のいずれかに該当する者

- (1) 過去3年間に我が国への短期滞在での渡航歴がある者(注)。
- (注)旅券等により自ら渡航歴を立証できる場合に限る。
- (2) 十分な経済力を有する有職者
- (3)(2)の者の配偶者及び/又は子

3 査証の有効期間・滞在期間

滞在期間:次に掲げる要件に応じ、「90日」、「30日」又は「15日」のいずれか。

「90日」: 過去3年間に我が国への短期滞在での渡航歴があり、十分な経済力を有する有職者(上記2(1)かつ (2)に該当する者)、又はその家族

「30日」: 十分な経済力を有する有職者, 又はその家族(上記2(2)又は(3)に該当する者)

「15日」:上記2(1)から(3)のいずれかに該当する者有効期間:3年(申請内容によっては「1年」とする場合があります。)

4 提出書類等

提出書類

(1) 過去3年間に我が国への短期滞在での渡航歴を有する者(上記2(1))

- (ア)査証申請書(写真貼付)
- (イ)旅券(ICAO標準のMRP又はIC一般旅券に限る。)
- (ウ)申請人の身分証明書の写し
- (エ)現有旅券又は旧旅券等で過去3年以内に我が国への短期滞在での渡航歴が確認できる資料
- (オ)申請人の納税全文証明書等、渡航経費支弁能力が確認できる資料
- (カ)申請人の労働手帳等在職事実を証明する資料(原本及び写し)
- (キ)数次ビザの発給を必要とする理由書

(2) 上記2(2)に該当する十分な経済力を有する有職者

- (ア)査証申請書(写真貼付)
- (イ)旅券(ICAO標準のMRP又はIC一般旅券に限る。)
- (ウ)申請人の身分証明書の写し
- (エ)申請人の納税全文証明書等、十分な経済力を有することを証明する資料
- (オ)申請人の労働手帳等在職事実を証明する資料(原本及び写し)
- (カ)数次ビザの発給を必要とする理由書

(3) 上記2(3)に該当する十分な経済力を有する有職者の家族(配偶者及び/又は子)

- (ア)査証申請書(写真貼付)
- (イ)旅券(ICAO標準のMRP又はIC一般旅券に限る。)
- (ウ)申請人の身分証明書の写し
- (エ)上記2(2)の者の家族(配偶者又は子)であることを証明する資料
- (オ)(上記2(2)の者とは別に査証申請する場合)納税全文証明書等扶養者が十分な経済力を有する資料及び 労働手帳等在職事実を証明する資料(原本及び写し)(上述イ(エ)及び(オ))
- (カ)数次ビザの発給を必要とする理由書

追加資料: 審査上必要な場合には、上記以外の資料の提出を求めることがあります。